平成２２年（フ）第２８７号
奈良県北葛城郡河合町大字西穴闇407番地
債務者　梅谷　眞良
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
長崎県長崎市鳴滝３丁目13番13号、旧住所福岡県福岡市中央区高砂２丁目１番18―902号
債務者　長谷川　聡
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０１号
長崎県長崎市香焼町444番地45　市営深浦アパートＦ棟305、旧住所長崎県長崎市草住町66番地竹下コーポ102号
債務者　中岡　篤志
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
長崎県長崎市香焼町444番地45　市営深浦アパートＦ棟305、旧住所長崎県長崎市草住町66番地竹下コーポ102号
債務者　中岡　香織
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２９号
長崎県長崎市出雲１丁目10番２―305号
債務者　林　　結美
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７２号
長崎県長崎市上野町23番10―601号
債務者　中野　春枝
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷４番地174グリーンハイツ13号
債務者　岸田ウタ子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１７９１号
大阪府箕面市石丸２丁目５番22号
債務者　小波津令壱
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９４号
大阪市住之江区浜口西１丁目15番７号
債務者　野崎　正憲
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５２２号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目５番20号
債務者　松下　　晶
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９３３号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目28番10号
債務者　髙田　直樹
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７１４号
大阪府枚方市池之宮２丁目５番１―1413号
債務者　中本富久子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７６６号
大阪市大正区三軒家東６丁目８番20―502号
債務者　木嶋　惠子（旧姓藤坂）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９９４号
大阪市平野区長吉長原西１丁目５番27号Ａ棟202
債務者　吉見　末夫
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０３７号
大阪府高槻市野田１丁目２番７号
債務者　中﨑　睦巳
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０５９号
大阪市城東区野江２丁目13番23号プレステイジ203
債務者　葛上　優子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０７２号
大阪市城東区今福西５丁目１番25―816号
債務者　浅野　　恵
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０９６号
大阪市東淀川区豊新４丁目７番５号豊新ハイツ303号
債務者　中西千佳子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部